

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<p align="center">予算特別委員会会議録（２）（令和４年１定）</p>			
日 時	令和4年 3月 3日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時34分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、高橋（龍）・丸山・高橋（克幸）・高木・中村（吉宏）・佐々木・川畑各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・病院局小樽市立病院事務両部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p align="right">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した濱本です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、松田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、高橋克幸委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、小貫委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○高木委員

ございません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○松田委員

ございません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症対応の関係で、第6波への保健所の対応について、代表質問でも質問させていただきましたが、その答弁をいただいた内容についてもう少し詳しくお話を伺いたいと思って質問をさせていただきます。

そのときの質問では、私から、みなし陽性と診断された方は公表されている集計数に含まれているのかということと、その方たちの病状の把握は確実にされているのかという質問をしたところ、答弁では、「次に、みなし陽性の公表と病状把握につきましては、みなし陽性と診断された場合でも陽性者に含めて集計、公表しております。」というのが、まず、お答えとしてありました。

北海道新聞の2月5日の記事によると、2月4日現在、市内のみなし陽性の人数は集計していない。朝日新聞でも毎日公表の新規感染者数にみなし陽性は含めていないとありました。現在は含めて集計、公表とのことですけれ

ども、いつからそのように変わったのか。また、どうして変わったのか、お話しください。

○（保健所）次長

いわゆる、みなし陽性の公表についてでございます。若干、経過から含めて御説明をさせていただきます。

1月24日付の厚生労働省からの事務連絡、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応についてという事務連絡の中に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することという記載がされております。本市といたしましても、早急にこの対応をしたいということで、医師会とそれぞれの医療機関と協議を進めて対応を始めたところです。

この診断によって陽性とみなされた患者の公表につきましては、通常の陽性者の公表について小樽市の連番がついているかと思いますが、実は北海道全体としても連番がついております。公表に当たっては、北海道との調整が必要になるということもありまして、この5日の記事になる時点までは公表者数に含めておりませんでしたけれども、北海道でも公表のルールを決めて、このように公表していくということを示されたものですから、小樽市といたしましても、2月4日から陽性者と合わせて、このみなし陽性の患者についても患者数を公表してきたところでございます。

○佐々木委員

2月4日からということですが、このみなし陽性が集計に加わったことで、この集計数に大きな変化はあったのでしょうか。

○（保健所）次長

今、みなし陽性の方の数を個別に公表はしておりませんが、全体としても数はそれほど多い数にはなっておりませんので、全体の陽性者数に大きな影響はないものというふうに考えております。

○佐々木委員

みなし陽性の方が小樽にはそんな人数がいるわけではなかったということが結果として分かりますけれども、そうした方にも陽性者と同様に健康観察を実施して健康状態を把握し、病状が悪化したときには必要な支援を行っておりますとの答弁もありました。

みなし陽性で、そして、さらにそのまま自宅療養の場合、医師の診察を一度も受けていないという場合もあり得るのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

みなし陽性についてなのですけれども、今、次長からも説明のあったとおり、みなし陽性は、同居の家族など陽性者の濃厚接触者が有症状となりということで、臨床症状で診断することができるというふうになってございますので、もちろん診察ということもされている方もいらっしゃるのですが、電話で臨床症状を聞き取って、みなし陽性と診断されているケースもございます。

ただ、こちらについては全てのケース、臨床症状を聞き取った上で医師の判断でみなし陽性がされます。

○佐々木委員

医師の判断はあるということですね。

陽性者と同様に健康観察を実施して健康状態を把握するとのことですが、今電話というお話もありましたが、この自宅療養者の健康状態の把握方法は、電話、またスマートフォンアプリの使用もあるというようなお話もほかのところでは聞いていますが、小樽市の場合の把握方法はどのようなのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

陽性となって自宅療養になった方の健康観察の方法といたしましては、三つございまして、今、委員からお話のあったスマートフォンアプリというものなのですが、こちらは正式名称で新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、通称、HER-SYSというものでございまして、そちらで健康観察をされている方

と、自動架電といって自動的に電話がかかってきて、それですというのと、あとは保健師が直に電話をしてという三つの方法で把握を行っております。

○佐々木委員

そのアプリのHER-SYSの具体的な内容とか、それから、利用状況とかについて、もう少しお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

まず、HER-SYSの利用状況なのですが、自宅療養されている方の約8割がこのHER-SYSというシステムを使っております。こちらを少し簡単に御説明しますと、陽性になった御自身がスマートフォンとかパソコンから日々の健康状態を入力し登録できる機能になっております。あと、その入力された情報は即座にシステムに反映されて、保健所の中で確認ができるというシステムになっております。

自宅療養者の状況を確認できるということと、その陽性の方が自ら体温だとか、酸素飽和度、パルスオキシメーターの値であるとか様々な症状を入力できるということ。あとは御自身の都合といいますか、よいタイミングで簡単に入力ができるということと、そのシステムを保健所が確認して、健康状態の推移を把握できるというようなシステムになってございます。

○佐々木委員

8割の方が利用ということですが、あと残りの2割の方は、先ほどの2番目、3番目の電話を使った方法ということになっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

残りの2割の方は、自動架電といって時間になったら電話がかかってきて、プッシュダイヤルを押して健康状態を入力するというのと、保健師が直に電話をして健康状態を把握するということをやっております。

○佐々木委員

聞いていて、そういうようなやり方でやっておられるということなのですが、病状が悪化したときには必要な支援を受ける。その受ける必要が生じた際などに、保健所に電話がつながりづらくなっていて危機的状況に陥った例が全国にはあるように聞いていますけれども、そのような心配は、本市の場合はないのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健康観察の中で体調不良の変化、ささいな変化を把握することを非常に大切にしております、そういうような本当に悪くなる前の予兆の段階から把握をしまして、早期に対応するということが心がけております。あと、24時間保健所の担当者につながる電話番号をお伝えしていることで、つながりにくくてということは今までなかったのかというふうには思っております。

一方、こちらからの電話に陽性者が出ないというケースが実は結構ありまして、そこに苦慮しているところもあります。そういった場合には、本当に自宅まで行って、確認したというケースも数えきれないぐらいあるというような状況でございます。

○佐々木委員

そうした大変御苦労の中で、きちんとした進め方をさせていただけることがよく分かりました。これからもどうかよろしくお願いします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎新型コロナウイルス感染症について

それでは、今、保健所に立憲・市民連合からも質問をされていますが、私からも概要について少し質問をさせていただきます。

まず、報告において累計等については、新型コロナウイルス感染症情報などありますけれども、今年に入ってから状況を少し確認させていただきたいと思います。私自身も調べているのですが、それが正確かどうかという面でお聞かせください。

まず、検査総数は何件になっていて、そして、そのうち保健所で検査しているのはどのくらいあるのか。それ以外の検査機関での件数と、その機関は具体的にどこにあるのか、もし分かったらお聞かせください。

○（保健所）次長

検査数でございますが、2月28日までの総数といたしましては5万1,481件になっております。それと、1月、2月の保健所の検査数は1月が1,070件、2月が1,376件で、合計2,446件。医療機関は1月が4,030件、2月が5,877件、合計が9,907件という状況になっております。

○川畑委員

もう一つ、検査機関の件数で、どこの医療機関がしているかを聞かせていただけますか。

○（保健所）次長

失礼いたしました。

医療機関の検査ですけれども、こちらは市内で、発熱者等診療・検査医療機関というところが44か所ございます。このうち、検査をする医療機関が40医療機関、ここで検査をしていただいております。

○川畑委員

陽性者と入院先の問題について少し聞かせてください。

2月末での陽性者、要するに1月以降で何人おられて、今年の1月、2月の累計はどのくらいあるのか。そして、入院先の内訳を、もしあればお聞かせください。

○（保健所）次長

今年の1月、2月の陽性者の累計につきましては、合計で2,167人です。

それで、入院先ということですが、市内5か所の医療機関で受入れをしていただいております。28日現在の入院者の合計は、市内で35人入院されております。

○川畑委員

もう一つ、お聞きします。自宅・施設療養は、2月末でどのくらいの数になっているのか。

それで、年齢構成とか、あるいは家族構成とか、そういう状況は把握していますか。

○（保健所）次長

2月末時点での自宅・施設療養を合わせますと505人になっています。

この時点での年代別なのですけれども、この時点での数字はもう把握できなくて、今日時点での数字になりますが、30歳代以下が180人、40歳代から50歳代が102人、60歳代以上が231人、トータルすると今日時点では自宅療養、施設療養合わせると513人という数字になっております。

それと、家族の療養数といいますか、どのくらいの家族がいるのかということについては、確かに最近の感染の状況、家族間での感染が増えておりますけれども、家族数までは把握しておりません。

○川畑委員

もう一つ、聞かせてください。今年に入ってから死亡者の累計について、人数と、それから、年代構成がどうふうになっているか、お聞かせください。

○（保健所）次長

今年に入ってからの死亡者数につきましては、2月末までで12人になっております。

それで、年代別でいきますと、ほぼ70歳以上の方々ということになっております。

○川畑委員

それで、療養先で亡くなっている方は、療養先が自宅なのか、診療施設なのか、そして、入院先なのか、その辺の人数が分かればお聞かせいただけますか。

○（保健所）次長

亡くなられた方につきましては、自宅での死亡はございません。全て医療機関、もしくは施設療養の中でということですが、ほとんどは医療機関に行った上でという状況にはなっております。

○川畑委員

今のでいくと、要するに入院者が全てだという捉えでいいのですか。

○（保健所）次長

全てということではございませんが、おおむね医療機関に最後はいらっしゃったということになります。

○川畑委員

高齢者が亡くなっているという報告は、私もずっと記録しているのですが、2月以降に集中しているのですけれども、その要因はどのように把握していますか。

○（保健所）次長

先ほども申し上げましたけれども、亡くなられた方のほとんどが高齢者の方ということで、1月から2月にかけて、医療機関ですとか高齢者施設でのクラスターが増えて発生しております。この中で感染された高齢者がお亡くなりになっているという状況がございますので、もともと疾患があって治療されている方、そういった方が亡くなられたというのが多くなっている状況にあります。

○川畑委員

一つ、聞きたいのは、保健所が逼迫した業務を緩和するために、保健師ではなくても可能な業務については外部委託することをすべきではないかと私は質問したのですが、保健所が直接行っている業務と外部委託について、判明しない部分が結構あるので、もし分かりやすく説明していただければ助かります。

○（保健所）健康増進課長

保健所の逼迫ということで、保健所が直営で行っているものと、外部委託を行っているものということで、まず、保健所が直営で行っているものの一つとして、陽性者への積極的疫学調査と健康観察。また、同居の家族で主に無症状の方の検査、あと、重症化リスクのある施設、医療機関であるとか高齢者施設などへの疫学調査と感染防止対策と検査を直営でやっております。

一方、外部の委託ということで業務を行っているのが、発熱者電話相談です。また、患者の搬送、陽性者の搬送、あと、自宅療養セットの配送業務、また、積極的疫学調査の一部ということで、看護師の派遣会社から看護師を派遣していただいて、その方に一部やっただいてというような状況でございます。

○川畑委員

最後に質問しますが、保健所としての検査処理体制は今直営でやっている部分が何人くらいの体制でできているのか。今までの第5波と比較してどんな状況の違いがあるのか、もし分かればお聞かせください。

○（保健所）次長

保健所の検査体制ということでございますが、今、検査担当ということで、この新型コロナウイルス感染症のPCR検査等に関わっている職員とすれば5人の中で担当しております。

それと、検査数から見まして、この第6波以前と第6波を比較してみますと、昨年12月までに保健所が行った

検査数は、全体で9,233件ということで、保健所の検査は令和2年3月13日から開始をいたしました。この22か月間ということで割って月平均いたしますと約420件という数字になります。1月、2月を合計すると2,446件、この2か月間だけで2,446件で、月平均すると1,223件ということで、3倍程度の検査を行っているという状況になっております。

○川畑委員

それで、保健所の逼迫した業務を緩和するためにも、保健所ではなくても可能な業務について体制づくりをほしと、そういうふうにも私も言っているわけですが、検査体制を広げることによって、今の急拡大を抑えることができるのではないかと思います。その辺に力を入れていただくようお願いして、私の質問は終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

自民党に移します。

○高木委員

昨日、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議案が可決されました。ウクライナの家族が亡くなられた方に対し、心からお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われている方々にはお見舞いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

◎除雪について

まず、除雪について伺います。

今年の冬は本当に大雪で、業務が増えて当初予算では収まらず、補正で除雪費3億円と2億円と補正を追加いたしました。そこで、2月の国土交通省の情報なのですが、今シーズンの冬型の気圧配置が強まったことで、各地で短期間の集中的な降雪が相次ぎ、地方自治体の道路除雪費が不足するとのことで、当初から確保していた予算の追加分に加えて、さらなる追加支援を検討するため、地方自治体へのヒアリングを行い、3月上旬にヒアリング結果をまとめ、道路除雪費の臨時特例措置など、必要な追加支援を実施するという情報がありました。

この部分に関して、本市は対象に入っているのか。また、この追加支援についてはどの程度の予算が確保されるのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

委員御指摘の追加支援を国土交通省が検討しているということでございますけれども、現在北海道を經由いたしまして、市町村道の除雪に係る執行状況についての調査が来ております。その調査対象地域には本市もなっているという状況でございます。

その追加支援の額についてでございますけれども、こちらは今の段階では分からないという状況でございます。

○高木委員

恵庭市だとか千歳市も大体の額が決まってきているので、ぜひ支援、追加をお願いできればと思っています。

次に、毎年のことなのですが、今年においては除排雪業務には職員の皆様、本当に頭を抱えているのではないかと思います。本当にお疲れさまです。先日、我が会派の中村吉宏議員が代表質問でも触れていましたけれども、今年は雪が多いせいとか多くの皆様から連絡をいただいております。その中では、除雪が遅いとか、小まめ

に排雪がされていないともありますけれども、答弁の中にもダンプトラックの備車ができない、また、私の認識ではダンプの運転手も足りないような気がしています。また、オペレーターの不足もあります。

雪が多いせいでキャパオーバーしているのではないのかという懸念もありますが、もしかすると例年にない何かしらの問題が起きているのか、もし情報があればその点お聞かせください。

○（建設）維持課長

今年度の冬の状況で、例年にない何かしらの要因ということでございますけれども、今年度、今シーズンにつきましては、度重なるまとまった大雪の影響もございまして、一部には除雪作業の遅れが生じたケースもあったのかというふうには認識しているところでございます。

また、排雪作業につきましても、本答弁でも申し上げましたけれども、例年積雪の少ない地域から多い地域にダンプトラックを備車できていたものが、全道的な大雪の影響によりその備車自体が困難となって、ダンプトラックが不足していたといったような事案もあったということは事業者から聞いているところでございます。

○高木委員

まだまだ雪がこのように降っていますけれども、これからもできる限り排雪を進めていただきたいと思います。

また、人手不足と機材不足の除排雪事業の遂行に影響する課題についての認識と改善の中で、今後はICTの導入で人材不足や機材不足を改善する検討を行うとしているのですけれども、私もそのICTの建設には携わっているのですが、機械とダンプにGPSを配備して、それを配置して、そこを把握するようなICTだと、実態数が変わっているので、なかなか改善はなり得ない。もしかしたらプラス、道路除排雪を無人の機械でやるようになれば、ポールを立てて3Dの図面をつくって、ここからここまでを除雪しなさいというプログラムを機械に入れなければならない、そういう手間が入ってくるのです。ある意味、ICTは、いろいろな通信、やり方があるのですけれども、本市として人材不足と機材不足のICTの活用というのは、どのような考えがあるのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

除雪作業におけるICTの活用についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、ICTは様々なものが開発されているというふうには認識しているところでございます。人手不足、人材不足に対応するものとしたしまして、いろいろなものを組み合わせてやっていかなければならないのかというふうには考えているところでございますけれども、一例といたしましては、除雪作業日報の自動化ですとか、歩道上の障害物などをあらかじめ入力しておいて、オペレーターをサポートする歩道除雪ガイダンスシステムですとか、車道除雪ではカメラやセンサーなどで障害物を検知してオペレーターにモニターや音で知らせることにより、今複数で運転しているような除雪車を、例えば1人乗りで可能にするのですか、そういったような様々なものを、どういったものがいいのかというのを検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○高木委員

今の除雪のICTも無人のタイヤショベルで、人のいないところであれば活用を研究しているところもあるので、市街地なのでなかなかそうもいかないのではないのかと思います。少なくとも2人乗りから1人乗りにする、そういうシステムをつくるのもとても大切なことだと思うので、ぜひそこは検討していただきたいと思います。

◎橋梁について

次に、橋梁について伺います。

まずは、市内の橋梁は何橋あるのか、数をお聞かせください。

○（建設）建設課長

市内の橋梁の数につきましてお答えいたします。

令和4年3月現在で、本市が管理しており橋梁長寿命化修繕計画の対象となる橋で、長さが2メートル以上の橋

梁ボックスカルバート及び高架の道路橋などの数は136橋です。

○高木委員

136橋ですね。

昨年も橋梁点検を行っていると思うのですけれども、本年点検した橋梁の数は何か所あるのでしょうか。

○（建設）建設課長

令和3年度の橋梁の点検数は10橋になります。

○高木委員

その10橋の点検したデータ管理はどのようになっているのか、お聞かせください。

○（建設）建設課長

データ管理の方法につきましては、北海道市町村橋梁点検マニュアルというものがございまして、これに基づき定められた様式で電子データにより管理してございます。

○高木委員

市町村の橋梁の点検というのは、たしか北海道建設技術センターで取りまとめて、橋梁点検をすると思うのですけれども、そのマニュアルに基づいたデータは、本市でも管理しているという理解でいいのですか。

○（建設）建設課長

おっしゃるとおり、小樽市でも管理してございます。

○高木委員

令和3年度の橋りょう長寿命化事業費が約4億円だと思うのです。令和4年度は1億5,000万円になっていますが、この下回っている要因は何かお聞かせください。

○（建設）建設課長

小樽内橋解体撤去工事が令和3年度で完了したことと、大規模な修繕を必要とする橋梁が少なくなったため、4年度の予算が落ち込んだものでございます。

○高木委員

その予算の中で、普通建設事業費に記載されている工事等設計委託の予算で理解していいのでしょうか。

○（建設）建設課長

工事費の算出につきましては、橋梁ごとに委託した設計の成果に基づきまして、北海道の積算基準などにより小樽市が工事費を算出しているものでございます。

○高木委員

その中で、今回の修繕工事の橋の内訳は、この事業内容で理解していいのですね。

○（建設）建設課長

委託の経費も含まれてございます。

○高木委員

その中には伐採費とかも入っていますか。伐採の維持です。

○（建設）建設課長

橋りょう長寿命化事業の中におきましては、伐採という費用は含まれてございません。

○高木委員

というのも、平成18年度に張碓橋が土木遺産として認定されて、平成12年度には小樽港北防波堤が認定されて、小樽市には二つ土木遺産があるのですけれども、今136橋、ほかにも2メートル以下の橋梁もあると思うのですが、自治体独自で新しい橋は多分これからはもう建設できないのではないかと思うのです。ある意味、この今ある橋を維持管理していくことが長寿命化、残していく全てではないのかと思うのです。

今回、後志管内の中で橋梁点検をやる中で、本市だけが橋梁点検をする橋の伐採だとか縁石の清掃だとか、配管がある土砂の撤去だとか、ましてや冬は塩化カルシウムがあるので、サビ防止のために清掃をするという維持管理がなされていないということで、ある意味、橋を今後維持していくためには、その維持費も見えていかなければならないのかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま、橋梁の維持管理、草刈りですとか、そういった部分についての御質問がございました。委員御指摘のとおり草刈りですとか、縁石の破損など、そういったような部分につきましては、橋梁のみならず今市内の道路全体に転がっているというのが実情でございます。橋梁も含めて道路状況をパトロールしながら、必要に応じて適切な維持管理を行っていきたいというふうに考えているところではございます。

○高木委員

橋梁が一番悪さをするのが、やはり、葉っぱのつた、つるといいますか、あのつるが生えているのがコンクリートの間に入っていたり、その隙間を上げたり、また縁石を持ち上げたり、配管を潰したりというのが一番悪さをする要因だと聞いています。

その部分で、やはり今年度も多分点検があると思いますけれども、ある意味、長く橋を維持していくためには、道路維持管理と一緒に橋の伐採だとか橋の護岸も多分あると思うのですが、そういうところの清掃は引き続きしていったほうが、今後また財政負担だとかが多分見えてくるので、そういう部分ではやはり進めていくべきだと思うので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

委員御指摘のとおり橋梁の長寿命化という視点からも、先ほど申し上げましたとおり、道路パトロール事務を含め、橋梁の長寿命化の点検時も含めまして、草刈りですとか、そういった部分も道路パトロールで確認しながら、適切に維持管理をしまいたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

◎財政調整基金の考え方について

まず、財政調整基金に関連して質問させていただきます。

これは代表質問で行いましたけれども、財政調整基金確保について目指すべき金額と具体的にどうお考えかということをお伺いました。答弁では、今回、財源対策として令和4年度の予算編成においては、同基金から約4億8,000万円を取り崩して収支均衡を図ったということなのですが、この財政調整基金に対する質問は、将来的に何かに備えるということで使用される目的なのですが、一応どのくらいの金額をめどに財政調整基金を確保するのかというところをお伺いしたつもりだったのですが、答弁ではそういった具体的なものが現れなかったので、改めて伺わせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

財政調整基金の目指すべき金額ということの考え方につきましてですが、今年度の除雪費の追加補正などのように、適切なタイミングで必要な施策に財政出動できるような安定した財政運営をできるような体制をつくるためには、一定の基金残高を確保して備えておく必要があるというふうには考えておりますが、一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、現時点では、まだ当初予算編成におきまして財政調整基金によって収支均衡を図っているような状況にありますので、それが解消されるような予算編成を組めた段階で、今度は基金を積んでいく額をどうするかというのを定めていけるようになるのかというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

一定の目標というか最低限、例えば一般会計の予算上こういう金額が必要なのだ、これぐらいあれば安心だと

いうものが一定程度あるのかと思っていたのですけれども、そういうのも今はまだ把握していないというか、要するに用意はしていないということでよろしいのでしょうか。

○（財政）尾作主幹

代表質問で公明党の高橋克幸議員からも御質問をいただきましたけれども、明確に幾らあれば小樽市の財政としては安心だという額というのはなかなか現時点では定められないものかというふうに考えております。一般的には、標準財政規模の10%ですとか、あとは総務省の平成29年の調査では、各自治体においては標準財政規模の20%以下が大体適切と考えているという調査もあるのでありますが、その10%なり20%というのが一番目安としては考えられるのですが、まだ小樽市の中ではその額を今積むことが目標ではなくて、まずは財政の健全化、予算編成において財政調整基金に頼らない予算編成ができるようになれば、おのずと基金も積み上げていくことができるのではないかとこのように考えているところです。

○中村（吉宏）委員

そういう答えなのですね。

収支均衡という部分に少しこだわってお伺いしますが、令和4年度の予算ベースで考えますと約4億8,000万円、これを切り崩しているということでありまして、収支均衡で財政調整基金からの出動がないということを考えれば、今差し当たっては約4億8,000万円という金額がきちんと財政調整基金に確保された状況になるべきであると、その上での歳入の確保、それから歳出の削減ということですが、もちろん収支改善プランには取り組まれておられますが、こういったところを踏まえて、要するに財政調整基金からの出動がないこの約4億8,000万円という部分も、これをどう積み上げていくのかというところの発想も少しお伺いできたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

財政調整基金に頼らない財政構造をつくるためにはどうしていくかという御質問でございますけれども、一般質問でも御答弁させていただきましたとおり、収支改善プランにも掲載しておりますが、歳入増、歳出減をまず着実に推進させるということが、最初の当初予算で繰入れをしないためのまず策だと思うのですけれども、まず歳入増につきましては、現在、寄附額が増加している傾向にあります、ふるさと納税のさらなる増収というところが、まず一つの大きな柱になってくるのかなと考えております。

一方で、歳出減につきましては、なかなかプランに掲げた目標値をクリアできるような、今2年間実績はありますけれども、そこにはまだ達成できていない状況にありますので、またこれから着実に進めていく必要があるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

ここでもう一步、本当は歳入増の、今ふるさと納税なども出ましたけれども、この約4億8,000万円を達成するのにどのくらい見込んで積み上げるのかということをお伺いしたいのですが、いろいろまだ調整のところもあると思いますので、今日ここで伺いませんけれども、またいろいろと調査をしていく中で確認させていただきたいと思います。

◎人口減少対策について

続きまして、今日は人口減少対策について質問を用意させていただきました。

市長も人口減対策の重点として、子育て支援策を挙げておられます。子育て支援策のみならず移住の増加、それから、企業誘致ですとか産業活性化というようなことも、この人口減対策には必要なのだということもおっしゃられていると思います。やはり定住を図っていくという意味では、住みやすい魅力あるまちづくり、これは今日、また後で質問しますが、中心市街地が活性化されていくなどということも重要な要素になってくると思いますし、いろいろな要素がこの人口減対策には必要になってくるのだろうという認識をしております。その中で、今日、本来であれば代表質問に含まれたかったのですが、都合によりこの質問を入れることができませんし

た。もう一つ、人口減対策として、少子化の対策ということが必要なのではないかと考えて、質問させていただきます。

この少子化対策というのは、一つ、市民がきちんと定住をしていただいて、若者たちが定住をしていただいて、活気ある生活をする。他都市では婚活のイベントを用意されておりまして、実は平成28年に自民党の会派視察で富山県滑川市に視察に行っていました。そこで、「滑川！オトナ部活」という企画がありまして、婚活企画なのですけれども、いわゆる部活動のような状況をつくり上げて、複数回男女が会って親交を深めながら交際に発展するというような企画であります。現在は別の企画になっておりますけれども、平成27年度、28年度は本企画からカップルが誕生して非常に盛況だったということも伺っております。

この事業は、令和3年度は単発の婚活イベントになっておりまして、行政が単費で年間110万円の予算を計上して実施しているということですが、こういう婚活イベントといいますか、若者の皆さんの出会いの場をつくるということも、この少子化対策は将来に向けて大事かと思っております。

そこで伺いたいのですけれども、本市ではこういう観点から、若者応援の企画を実施してほしいと思うのですが、本来であれば代表質問で聞くような内容です。こういった事業案、実施してみたいとか、そういったことがあればお伺いしたいと思うのですが、御検討などいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

委員からの御質問にありました、富山県滑川市の事例については調べております。市が直営でイベントを開催しているもの、民間の団体に助成を行い開催されているものがありました。婚活イベントという形では、参加者が募集定員を下回っているという事例もあったとなっております。行政が出会いの場を直接提供するとすると制約されることも多く、市として出会いの場を提供することが人口減少対策に有効か、判断は少し難しいなと考えているところです。

まずは、本市としては、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」をスローガンにターゲットを絞ったプロジェクトを実施することに重点的、集中的に取り組み、出会いの場の提供はその後の取組を考えるうちのひとつとしてやっていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

今、ちょうど令和4年度の段階で取りかかる事業があるという中で、こういうのはいかがかと思っておりますの御提案だったのですけれども、今すぐやってというのも難しいと思いますが、ほかの都市でもこういったことが実施されているようですので、少し鋭意研究いただきながら、若者の充実ということも含めて取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、この研究などはやっていただけそうですか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

若年層の人口流出の抑制と若者の地元定着の仕組みづくりというものは本市の課題であり、施策の重要な方向性と戦略にも書いてありますので、引き続き出会いの場については検討材料の一つとさせていただきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

◎観光の整備について

続きまして、条例の関連の質問をさせていただきます。

これは観光に関して、客引きですとかポイ捨てを含めて、観光の状況を整備するための条例の制定が必要ではないかということでもずっとお話ししてきました。私は、これを経済常任委員会で議論させていただいたのですけれども、議論経過を示していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

これまで、経済常任委員会におきまして、中村吉宏委員から観光客に対する客引きを規制する条例の設置を検討

できないかといった趣旨の質問を含め御意見をいただいていたところでもあります。コロナ禍でここ2年はそういった苦情はない状況ではございますけれども、この条例化に対する市の考え方としまして、これまで御答弁をさせていただいておりますが、客引きが見られるところに看板を設置して注意喚起を行っていく。また、悪質な客引きの苦情などがありましたら店舗に事情を伺うなど、課題解決に向けて粘り強く取り組んでまいりたい。条例化につきましては、どうしても実効性のあるものをつくるのが非常に難しいということがありまして、他都市の状況なども引き続き研究してまいりたいというような御答弁をさせていただいております。

また、一昨年の経常任委員会の皆様と小樽堺町通り商店街振興組合の意見交換会にも、我々オブザーバーとして参加をさせていただいておりますけれども、このときにも客引きの実態について、堺町通りの皆さんからいろいろな御意見をいただいたというふうに承知しております。この中でも、この客引きの巧妙化といいますか、観光案内を装って特定の店舗に誘引していく、そういうやり方で非常に巧妙化していると、我々もそれは実態として把握しているところでありまして、この客引きの禁止行為をどういうふうに条例化で制定していくのかと、こういうものに対しては非常に実効性を上げていくのが難しいということで、ずっとこの間議論をさせていただいてきたと、これが経過でございます。

○中村（吉宏）委員

今、経過をお話いただきましたけれども、その中で私は私で必要性を引き続き議論をさせていただいている中で、今ずっと観光振興室とお話をさせていただいたところなのですが、こういった条例を求めるときに観光振興室だけの議論では難しいというお話が出てきたと思います。その辺りの経緯もお示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

これまでの客引きの経過について、また、ポイ捨て禁止の関係もそうでございますけれども、この条例化というのは、どういうふうに実効性を上げていくかということもそうでありまして、観光客に特化していく、その客体をどういうふうに捉えていくかという問題もございまして、これまで、他都市の客引きの状況などを見まして、道内の他都市の状況、また、道外でも状況をいろいろ調べてみますと、どうしても観光客に特化した条例というのはどういうふうに規定していくのかという難しさというものを感じております。

これは他都市の例でございますけれども、所管する部署が観光客に特化するということにならずに、例えば、本年4月からの施行を目指している、いわゆる札幌市のススキノ条例なども、市民文化局などが所管しているということで、ほとんど他都市の状況は部局としては市民安全、生活安全みたいな、そういった担当、部署が所管しているということもございまして、観光振興室としても観光振興室だけで観光客をターゲットにしていくということの条例化の制定の難しさというものは感じているところであります。

○中村（吉宏）委員

今、御説明ありました。補足しますと、例えば、今回その条例をつくるという議論をするに当たって、観光客だけの話ではないと。観光客の方に観光を楽しんでいただくために一定の行為を禁止する、その禁止をする名宛人は市民あるいは非観光客ということになるので、観光振興室だけの議論でこの制定を語るわけにはいかないのだということを受けまして、では、小樽市とこの議論をさせていただくに当たっては、どういう場が必要なのかということなのではございますけれども、この辺はどのようにお考えか、お示しいただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

連携して考えていくということで、先に条例についてですけれども、小樽市安全で安心なまちをつくる条例というのがございまして、これは北海道生活安全条例やその他の関係法令と相まって、安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の推進を図り、もって市民及び観光客その他小樽を来訪する者の安全を確保し、これらの者が安心して暮らし、または滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的としている条例があるものですから、そういう点で、観光振興室と連携して施策を推進していくことができるのではないかと考えております。

○中村（吉宏）委員

この条例を示していただいて、こういうのがあるのかと。すみません、分かりませんでした。

ただ、これを読んでいくに、私がお話を受けたのは、観光事業者が一生懸命観光振興している中で、それに逆行する一部の事業者がいると。こういう人たちに注意するにも根拠となるべき規範が何もないのだというところから、今この議論を始めさせていただいているのですが、この条例についてはそういったニーズを満たし得るべきものなのかどうなのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今お話がありました、安全で安心なまちをつくる条例という中の第15条に観光客等の安全の確保ということで、市は、観光客等の安全の確保に関する指針を定めるものとするというふうなことがうたわれておりまして、それに基づきまして、これは平成19年に施行しておりますけれども、観光客の安全確保に関する指針を観光振興室で策定をしているところであります。

この指針については、本市を訪れる観光客等が犯罪や交通事故などに巻き込まれることなく、安全にかつ安心して滞在できるよう観光事業者に対し、観光客等の安全確保に配慮した飲食店等の構造設備等に関する基準等を定めるとともに、市と観光関連団体とが共同して行う情報提供等に関する方策を示し、もって観光客等にとって安全で快適な観光地づくりを進めることを目的とするということで定めております。

こうしたことに取り組み、こうした指針の制定にも伴いまして、過去には小樽観光協会、それから、小樽市も中心になりまして、客引きの防止に関する連絡会議みたいなこともずっと開催してきた経過もございます。その中で、条例化の議論というのも出てくるのですけれども、やはり多く出ているのは、実効性をもって取り締まっていくことの難しさというのがどうしても繰り返しそこに行き着く議論になってしまうということもございます。

○中村（吉宏）委員

何か少しわけがよく分からない答弁なのですが、要するに、そういった規範がないことで、注意もできないと、これについてはこの条例から実現できるのかということなのですが、どうですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

この指針については罰則等もございません。また、観光事業者に対し具体的な手法を示すものでありますけれども、あくまでも努力目標として定めているものだというふうに規定しております。

○中村（吉宏）委員

先ほどの答弁で指針を説明してくれたのですか。指針というのはあるのですね。確認です。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

条例に基づきまして、指針は平成19年4月から施行しております。

○中村（吉宏）委員

それで、根拠がないと。一応周りの方が自助努力で注意できるようなきちんとした根拠が欲しいということも、私は言われているのですけれども、それを実現するためにはどうしたらいいのかと思うのですが、何かお話はありますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

実際にこの客引きの対応には苦慮しているところではありますけれども、条例化というのはなかなか難しいということから、注意喚起の看板を設置するすとか、また、小樽観光協会や小樽警察署などと連携して、情報共有を図りながら一つ一つ粘り強く課題解決に努めていくということが中心になっているという現状でございます。

○中村（吉宏）委員

その看板ですけれども、これも以前からの議論ですが、看板の前で客引きしている実態があるけれども、これはどうなのかということも、以前から議論させていただいておりました。

実効性というお話でいけば、それを抑止する実効性はやはり看板にも必ずしもあるとは言えない状況の中で、こういう条例の議論をこの先もしていきたいと思うのですが、今のこれまでの見解ですと、なかなか経済常任委員会の中だけではできないなという中で、そういった議論したい、この場はどうするのかという話なのですけれども、この条例だけでは不足でしょうから、どこで議論すればいいのか、一回お示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

過去に観光客等の安全確保に関する指針というものが存在して施行されていたということは、実は私どももしっかり認識をしていたわけではなかったのです。ここはおわび申し上げたいと思います。

ただ、今おっしゃっていただいたように、看板や何か周知するものだけで実効性を担保するというのは実際なかなか難しいところはあるというのは、多分同じ認識ではなかろうかと思うのですが、今、我々ができることを考えてみますと、この平成19年につくりました指針について、もう一度、時点修正といいますか、今の時代にどのように即していくのかというのは一度検証しなければならないと思っておりますし、その根幹にありますのは、観光客に対するおもてなしというものを充実して行って、市民の意識を高めていくことによって、そういったようなお行儀の悪い方たちを抑止するというような効果も創出できるのではないかというふうに私自身考えております。ですので、そういった取組の中で何か向上していけるものがあるのかということ、小樽観光協会と緊密に連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

指針のことも検討いただきながら、恥ずかしくない小樽観光、これまで事業者たちも一生懸命頑張ってきた、培ってきたものを汚さないような形にしていきたいと思っておりますので、引き続き、また調査させていただきます。

○中心市街地活性化について

続きまして、中心市街地活性化の件であります。

これも代表質問からですが、旧色内小学校跡地に道営住宅ができると、稲北地区から産業会館のエリアを中心市街地と、私はこうくくっているのですが、この辺りを今後活用するべき再開発を含めてなのですけれども、しっかりとしたビジョンを描く必要があるということでお話をいたしました。そのときの答弁をもう一回お話ください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

御質問に対しての答弁といたしましては、中心市街地の活用に関するビジョンにつきましては、まちづくりの総合的な指針等は総合計画や都市計画マスタープランで示されていることから、現時点では新たなビジョンを策定する考えはありませんと御答弁させていただいております。

○中村（吉宏）委員

私はビジョンを見たい、だからビジョンが必要ではないかという議論をさせてもらっていました。総合計画や都市計画マスタープランで総合的な指針等が示されているということなのですけれども、これがどの部分なのか、少しお聞かせいただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

まず、総合計画につきましては、中部地区の地区の発展方向というところに書いてございまして、抜粋して読ませていただきますと、「中心部は観光・商業・物流の拠点として、小樽駅周辺や小樽港などの機能・魅力の向上を図ります。」また、中心市街地のにぎわいづくりにつきましては、「都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。また、観光拠点などと一体的な整備に努め、中心商店街の活力とにぎわいを進めます。」というものです。

続きまして、都市計画マスタープランにつきましては、中央地域の地域別方針というところに土地利用が書かれてございまして、読ませていただきます。「中心商業ゾーンは、本市特有の歴史・文化・街並み景観など地区の特

性を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図るとともに、利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を促進します。特に、JR小樽駅周辺の中心商業ゾーンは、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。」となっております。

○中村（吉宏）委員

今、小樽市の総合計画と都市計画マスタープランのお話がありましたけれども、ここから小樽駅前の代表質問で指定した区域がどう発展、変わっていくのか、再開発も含めてということ、もちろん念頭に置いているのですが、まず少し見えてこないところなのですが、ここからどのように小樽駅前をつくり上げるのかという、これからのものなのですけれども、何かお考えのものがあればお示ししたいと思います。いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

小樽駅周辺のまちづくりについてなのですが、このビジョンにつきましては、大枠での記載となっておりますので、個別・具体的な建物の利用までの誘導、そういったものにはここの中では書かれていないという形になります。

今、御指摘いただいた中身といいますのは、ビジョンにつきましては、都市計画マスタープランの中でお示していることに基づいて具体的な土地利用、そういったものがどうなのかというような視点とと考えてございまして、また、新たな課題かと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今新たな課題とお話しなのですが、現にさんざんお話しさせてもらっています、小樽駅前第1ビルに関しては、今再開発の計画が進んでおり、そのほかにも老朽化しているというお話も前に出しました。現に何かつくり変えていくようなイメージ、ほかのお話も結構出ているようであります。そういった中で、例えば駅前の周りが全部マンションになりましたと、恐らく今検討中であろう立地適正化計画などをこれからつくっていく過程で、全くに違う様相になってしまいましたということになれば、これはまた、市民も意図しないような大変な中心市街地になってしまうわけです。

こういったことがないように、あらかじめその土地の利用とかもそうでしょうけれども、どういう施設が必要でとか、どういう配置とか、どういう空間になるといいとか、そういったことをやはりイメージ図みたいなものは形成しておく必要があると思うのですが、この点について改めてお考えはいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

具体的な土地利用の在り方につきましては、例えば、具体策をどこまで書き込めるのか、あるいはそれがどこまで民間の方に効力をなすものなのか、そういったものを研究していかなければならない課題があると考えています。ですので、まずは可能なかどうか、そういうところも含めまして、他都市の事例などを調査研究してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

他都市の事例も研究ということでありました。もう少し民間の力だとかを借りていただきたいと思ひますし、港湾室は第3号ふ頭の港湾計画から引張って、図面まできれいに起こしていると思ひます。それは非常にイメージしやすいのですよ。そういった市民がイメージしやすいものをつくっていただきたいと思ひますけれども、こういった考え、その辺できるかどうかを含めて、最後にお願ひします。

○建設部長

今、中村吉宏委員からいろいろ御指摘ございましたけれども、総合計画、また都市計画マスタープラン、あるいは住宅マスタープランの中で、中心市街地における総合的な指針、いわゆるビジョンというものが示されているところでございますが、委員御指摘のとおり、こういった土地利用にするのか、建物を誘導するような記述は現実的

にはないところでございます。現在JR小樽駅前広場ですとか、小樽駅前第1ビルの再開発、こういった計画も進められておりますけれども、こういったものも含めて、今後はこの総合的な指針に基づいて、中心市街地における機能の向上ですとか土地利用、あるいは利便性の向上を図るためにこういった具体策が必要なのか、もしくは施設の誘導が可能なのかどうか、こういった課題も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎ケアラー支援について

小樽市のヤングケアラーの課題の一つに、独り親が他の自治体と比較して多いからという答弁がありました。北海道の調査とは別に独自で調査をした札幌市の結果によれば、世話をしている家族がいると回答した子供のうち、世話について感じていることの設問に対し、独り親家庭では「時間的余裕がない」が半数近くおり、「精神的につらい」という回答も4割以上占めているのに対し、両親や祖父母などの同居家族がいる家庭では、いずれもそれが1割から2割だったということからも、その深刻さが分かります。

そこで伺いますけれども、小樽市には独り親の世帯はどのくらいの割合でいるのか、まずお聞きしたいと思います。

○（こども未来）次長

まず、小樽市の独り親世帯の割合でございますけれども、令和2年の国勢調査の集計において、小樽市の18歳未満の子供がいる世帯数は6,986世帯となっており、そのうち独り親世帯が1,202世帯で、独り親世帯の占める割合は17.2%ということになっております。

○松田委員

それについては、道内と比べたらどのくらいの割合なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）次長

北海道の独り親の割合でございまして、同様に令和2年の国勢調査の集計によりますと、道内の18歳未満の子供がいる世帯数は40万8,738世帯、そのうち独り親世帯が4万8,473世帯でございまして、独り親世帯の占める割合といたしましては11.9%になっております。

○松田委員

やはり小樽市は多いのだということが分かりました。

それで、札幌市では、この独自調査の結果を受け、置かれた状況を周りに話せない人ほど困窮しているとみて、集まって気持ちを打ち明けられる場づくりを検討したいというコメントをしていました。

小樽市として、独り親のヤングケアラーに対して何かそういったことで考えていること、検討していることがあれば伺いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

置かれた状況を周りに話せていない方への支援についてですが、ヤングケアラーの課題はケアラー自身に自覚がなく、相談につながらないことであると認識しています。現時点では、子供たちが集まって話をする場づくりについて考えておりませんが、まずはヤングケアラーの状態にある子供を早期に把握して、子供の立場に寄り添って話

を聞くことで、個々の支援につなげていく体制づくりを進めていきたいと考えております。

○松田委員

これから検討するということですが、しっかり子供の目線に立ちながら、この人たちが孤独にならないように、しっかり取り組んでいただければと思います。

それで、北海道の高齢者と障害者のケアラー等の調査によれば、ケアラーの悩みとして介護疲れのストレスとともに、自分の時間があまり取れていないという回答が高齢者のケアラーを上回っておりました。

そこで、伺いますが、ケアラーのリーフレットによりますと、障害者の介護については相談窓口が障害福祉グループとなっておりますけれども、年間どのくらいの相談件数があり、どのような内容の相談が多いのか、これについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

申し訳ございませんが、相談件数につきましては、統計を取ってございませんので、把握しておりません。

相談内容でございますけれども、障害福祉全般にわたるものでございますが、主なものを御紹介いたしますと、障害のある子供の進学・就職に関する相談や、高齢の親が障害のある子供を介護している場合などで、介護者が病気で入院したときや亡くなった後のことを心配する御相談なども寄せられているところでございます。

○松田委員

いろいろな悩みがあると思うのですが、また、介護保険は65歳以上の人が該当しますが、特定の疾病をお持ちの方については65歳未満でも介護認定が受けられると聞いております。

そこで、伺いますけれども、65歳未満で介護認定を受けている人は小樽市としてどのくらいいるのか、その人数が分かったらお知らせ願いたいと思います。

○（福祉保険）介護保険課長

令和3年12月現在ですが、16の特定疾病による65歳未満の認定者数は要支援、要介護合わせて133人となっております。

○松田委員

それで、一般質問では、ケアラーの現状としてケアを代行してくれる人が全くいない人が、どちらとも20人に1人いるというような調査結果を紹介しましたが、どうしてもいない場合は一時的に施設に入所させる、ショートステイというサービスがありますけれども、障害者のショートステイの利用状況をお知らせしていただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

障害者のショートステイの利用状況でございますけれども、令和2年度の数字でお答えいたしますと、18歳未満の障害児が延べ43人、18歳以上の障害者が延べ139人、合計で182人となっております。

○松田委員

今人数をお聞かせいただきましたけれども、ショートステイについては、ケアラーの介護疲れを一時的に解消させる意味もあると思いますが、このショートステイを利用する方の理由について、分かっていたら主なものをお聞かせいただければと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ショートステイを利用する理由につきましては、介護を行う方の入院や冠婚葬祭などのほか、介護による疲労を解消するための利用、いわゆるレスパイトケアの利用もあるものと認識してございます。

○松田委員

それで、結局ショートステイを利用できるということを知らない人もいますので、それについてはしっかりまたPRしていただきたいと思いますが、ともあれ、今後はケアラーの早期発見と、その方に合った支援を

受けられるかが大事になってきます。そのために、小樽市ではそれぞれの担当部署を設けて相談窓口を設けておりますけれども、それぞれの相談窓口における相談件数など、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

現在市では、高齢者、障害者、子育て、生活困窮などの困り事などにつきまして、それぞれ相談窓口を設けておりますが、ケアラーについてということでの直接的な相談件数については統計的なものを取っておりませんので、把握しておりません。

しかしながら、福祉総合相談室を中心としまして、各関係機関と連携を図り、それぞれの相談におきましてケアラーの把握ですとか、その方への必要な支援の対応につきまして、努めているところでございます。

○松田委員

前から言っていますけれども、やはりケアラーの早期発見と、その方に合った支援を受けられることが非常に大事でありますので、今はあまり件数は取っていないということでしたが、今後はとにかくどんな相談があるのかとか、しっかり把握しながら寄り添った支援をしていただければと思います。

次に、やはり今大きな問題として、ケアラーを支える介護従事者の人材不足という問題があります。

道内の多くの市町村では、介護人材が足りずに悩んでいるという声も耳にします。厚生労働省の発表によれば、2040年度には全国で約69万人の介護職員が不足するとされておりまして、小樽市では、このことについてどのようになっているのか、現状を把握していたら、状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）太田主幹

市が指定、所管する地域密着型の事業所につきましては、国の基準に基づく人員配置がなされておりまして、現状で人員不足による事業廃止などの状況には至っておりません。しかしながら、今後サービス利用者の増加によって、対応する職員の不足が生じる可能性はあるものと考えております。

○松田委員

実は、私の知人もかつて施設で管理者として従事してきましたけれども、年々年齢による体調の衰えを感じたこともあり、定年とともに退職したのですが、数年たった今、かつての職場からもう一度働いてもらえないだろうかという誘いを受けているそうであります。ただ、体調に自信がないので断ると、とにかく短時間でもいいから、やはり経験を生かして来てほしいという要請もあると聞いていますし、また、もう一人の知人も正規の職員ではありませんけれども、施設のパート職員として今80歳代でも介護の施設で働いているという、やはり相当大変なのだなということを感じております。

また、介護職員は離職率も高いと聞いております。特に若い人の離職率が高いと言われておりますけれども、小樽の現状はどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）太田主幹

事業所からの届出によりまして、従事者の勤務体制の状況というものは確認しておりますけれども、年齢による離職率の統計というものを取っておりませんので、この点については把握しておりません。

○松田委員

あまり確認はできていないということですが、今私が言いましたとおり、着実にやはり人手不足なのだと思います。

そうして、今それに追い打ちをかけているのが新型コロナウイルス感染症の問題です。今コロナ禍にあって多くの施設でクラスターが発生するなど、皆神経をとがらせているという状況です。介護職員については何度も処遇改善が図られておりますけれども、追いついていないように思いますが、このことについての認識はいかがでしょうか。

○（福祉保険）太田主幹

介護報酬につきましては国の基準で定められておまして、3年に1度の制度改正において処遇改善加算の改定によって、改善が図られているところではありますが、小樽市としましても、保険料の水準に留意した介護報酬体系の構築ですとか、介護職員全体の賃金水準の底上げにつきましても、全国市長会を通じ国に要請しているところでもあります。

○松田委員

しっかり国に働きかけてほしいと思います。

今、とにかく保育士しかり、聞けば、学校の教職員の不足も言われております。ケアラー支援に欠かせない介護職員の確保については、市だけでは解決できる問題ではありませんので、先ほどの処遇改善のこともそうですけれども、しっかり国に訴えるなどをして、全力で取り組んでいただきたい、このように念願して、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

◎財政問題について

今日は財政問題ということで、財源対策について、何点かお聞きをします。

まず、ふるさと納税を代表質問で伺いましたので、ふるさと納税の直近5年間の推移、件数、金額をお知らせください。

○（産業港湾）農林水産課長

ふるさと納税の年度ごとの寄附件数と金額をお答えさせていただきます。

平成29年度は5,538件、1億2,179万3,511円。30年度は7,644件、1億7,634万9,252円。令和元年度は7,346件、1億5,210万7,270円。2年度は2万5,139件、3億6,823万3,857円。3年度につきましては、2月末の実績では3万9,591件、6億2,784万1,500円となっております。

○高橋（克幸）委員

5年前と比較すると、大幅な伸びだということです。金額でも5倍になっているということです。

それで伺いたいのは、増額してきたわけですが、増額してきたポイントの年度で、どのような対策をこれまで行ってきたのか、それぞれ特徴的なものをお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

ただいまの御質問の中でいきますと、令和元年度から2年度にかけて大幅に増加しております。その中で、2年度においては、まずポータルサイトを1サイトから3サイトに増やしたということの対策を取っているところでございます。

また、令和2年度から3年度にかけても、大きく寄附額が増加している状況でありますけれども、その内容といたしましては、まずは、寄附額の設定額を従来の1万円刻みの設定額に加え、寄附額の需要の高い1万円から2万円までに対して、寄附の設定額を細分化したことによる新たな返礼品に結びつけることができたなど、寄附者のニーズに即した対策を図ることができたということが、まず一つ大きなポイントと捉えております。

○高橋（克幸）委員

工夫をしてきたということです。これは議会でも、各委員からいろいろな指摘があって、私も質問させていただきましたけれども、そういう内容かと思えます。

今のお話でもありましたけれども、増額の要因の一つに、やはり返礼品の要素というのが大きいのだと思いますが、他都市でいえば海産物がほとんどだとかという状況ですが、小樽市の特徴はどういうものですか。

○（産業港湾）農林水産課長

本市においての特徴につきましては、これまでも、全国的に人気のあるスイーツ商品に対する寄附が多い状況となっております。

ただし、今年度においては、さらなる魅力ある返礼品の掘り起こしによって、防臭袋やワイングラスなどの日用品やダウンジャケットなどの衣料品、それら食料品以外の返礼品についても、非常に人気が高まっている状況でございます。

○高橋（克幸）委員

代表質問のときに、事例で他都市を挙げましたけれども、例えば、紋別市は令和3年度も全国2位です。133億円ということで概算が出ていました。全国3位は、根室市の約125億円で、100億円を軽く超えているわけです。一般会計で見ますと、紋別市は約286億円の一般会計です。それに対して約133億円のふるさと納税。根室市の一般会計は約208億円、ふるさと納税は約125億円ということで、紋別市では約半数、根室市では半数以上がふるさと納税で集まっている金額ということで、非常に大きな金額になっております。

各市では、これをいろいろな基金に取り込んで積み上げているようですけれども、本市の場合のふるさと納税のやり方をお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

本市におけますふるさと納税の積立ての仕方ですけれども、本年度頂いた寄附につきましては、一旦基金に積立てをしまして、返礼品等に係る経費につきましては、今年度末にその基金から繰入れを行う予定です。

また、返礼品を引いた残額につきましては、翌年度の本市で実施する事業の財源として、活用させていただいているところであります。

○高橋（克幸）委員

大体皆さん同じような状況でやっていると思います。

確認ですけれども、このふるさと納税の寄附金は、基準財政収入額に算定されるのでしょうか。

○（財政）尾作主幹

寄附金につきましては、基準財政収入額には算定されません。

○高橋（克幸）委員

そうすると、財源対策としては非常に有効な、地方交付税で収入額に算定されると減らされてしまいますから、プラス、マイナスあまりないと思うのですけれども、この財源対策として、これは強力にもっと進めるべきだと私は思っているわけですが、この見解についてお願いします。

○（財政）尾作主幹

委員から今お話いただきましたとおり、本市におきましても、ふるさと納税の取組につきましては、収支改善プランにも掲げていますとおり、大きな柱になり得る歳入増の取組というふうに認識しております。

令和3年度からは、例えば、返礼品などの事業者へのアプローチですとか、そういうところにたけている産業港湾部に移管しまして、取り組んでいたりと、ポータルサイトなどの充実なども図っているようなところになっております。

○高橋（克幸）委員

今後の対策ですけれども、令和4年度以降、どういうことを増収対策として考えているのか、ふるさと納税に関してお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

今後の対策といたしましては、代表質問でもお答えさせていただいておりますけれども、まずは寄附の窓口であるポータルサイトの増設、これらはやはり他の自治体の実例から見ましても、現在、小樽市では3サイトを利用さ

せていただいておりますが、大体平均でいくと5サイトぐらい皆さん使われているという実績がございますので、まずサイトの増設をしていきたいと考えております。

また、細かなことで具体的な対策といたしましては、まず観光都市という地域性を生かした宿泊や体験などのサービス型の返礼品のさらなる掘り起こしが必要なものと考えております。

また、各ポータルサイトの中で、SEO対策を実施して、検索にヒットしやすいキーワードの工夫など、寄附の増加につながるような対策を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、企業誘致について質問いたしました。

市長の御答弁で、企業立地は、近年順調に進んでいるという答弁をいただきました。

この順調にというのはどういう内容なのか、特徴的なものを内容で説明をお願いします。

○（産業港湾）由井主幹

特徴的な動きの一つとしまして、石狩湾新港地域の銭函4丁目エリアでは、分譲主体であります石狩開発株式会社分譲用地の造成を行いまして、令和元年度から約6ヘクタールの用地の分譲を開始しておりますが、好調に分譲が進んでいることから、計画を前倒しし、隣接地であります約16ヘクタールの分譲用地の造成を行いまして、4年度から分譲を開始すると聞いておりますので、今後も新たな企業の立地が進むものと期待しているところです。

○高橋（克幸）委員

本市の関わりですけれども、御答弁では、産業展などへの出展や企業訪問という答えがありました。これではあまりにもアバウトなので、産業展とは何なのか、出展してどういうメリットがあるのか、企業訪問でどういうふうな流れで結果に結びついていくのかを説明してください。

○（産業港湾）由井主幹

首都圏での産業展への出展につきましては、本年度は、北海道、小樽市、石狩市、石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社で構成されております札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会で出展してございまして、本市の誘致のターゲットでもあります食品製造関連企業が出展する食品開発展、物流関連企業が出展する国際物流総合展に出展してございます。

これらの産業展には、誘致ターゲットの企業が多く出展していることから、小樽市の産業用地や立地環境、市の優遇制度などをブース内でPRするとともに、出展企業のブースを訪問し、情報収集・情報交換を行いました。

さらに、本市へ関心を持たれた企業に対しましては、将来的な立地につながるよう、設備投資動向等の情報収集のため、企業訪問などを行っているところです。

○高橋（克幸）委員

把握していたらいいのですが、例えば昨年度、一昨年度でも結構ですけれども、企業訪問して、結構手応えがあるものなのか、どうなのか、結びついてきているのか、どうなのかという内容については分かりますか。

○（産業港湾）由井主幹

ここ、二、三年で言いますと、産業展に出展して、本市に関心を持たれた企業が立地したケースは、今のところまだありませんけれども、関心を持たれた企業は、産業展に展店する際とか、そういった際に企業訪問して、随時企業の設備投資動向の情報収集に当たっているところでございます。

○高橋（克幸）委員

また別な機会に詳しくお聞きをしたいと思います。

財政部に伺いますけれども、財政的に企業誘致の増収効果は、どういうものが考えられるのか、お答えください。

○（財政）財政課長

企業誘致によって、企業が張りつくことによりまして、例えば土地とかを購入した場合とかについて、あと建物とかを建てられた場合につきましては、固定資産税の部分が増収という形になります。

また、企業が実際に操業していく上において、いろいろな設備投資をするかと思うのですが、それらにつきましては、固定資産税の中の償却資産という部分で、その部分も増える要素というのがございます。

そのほかには企業を誘致して、そこで操業することによって実際に働いていただく方が小樽市内に住んでいる方という形になりましたら、個人市民税という部分も増えてくる形になりますし、あと、全国的に展開している企業が小樽市内に入ってくる形になりますと今度は法人市民税の法人税割という部分で増える要素とかもございまして、企業誘致をすることによって、本市の税収に寄与するという事は間違いなくございます。

○高橋（克幸）委員

ぜひこれも強力的に進めていただきたいと思います。

新たな増収対策、増収策ということでお聞きをしましたが、今滞っています議論で、法定外目的税、観光税についても御答弁をいただきました。導入に向けて検討ということですが、簡単に結構ですので、これまでの経過を説明していただいて、現状どうなのか、お答えをください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

令和元年度に、庁内の研究会で財源確保について検討した後に、経済団体、観光団体、学識経験者、宿泊団体で構成する有識者会議を設置しております。令和元年11月に第1回、2年2月に第2回の会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断しましたが、3年12月に第3回会議を開催し、議論は再開してございます。

有識者会議では、新たな財源は宿泊税といたしまして、宿泊税の制度概要や宿泊税の主な使途につきまして議論を進めて、2月に開催予定でありました第4回の会議で提言をまとめる予定でありましたけれども、今回の蔓延防止により延期をされております。

○高橋（克幸）委員

コロナ禍で時期が悪いといいますか、宿泊税の議論はなかなか難しいのだらうと思います。

今後すぐにとというのは、スケジュール的になかなか難しいのかとは思っていますけれども、大事な議論ですので、粘り強くやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

委員のおっしゃるとおり、現状では非常に社会情勢が厳しい中、なかなか大きな判断をしていくことは難しい状況ということは考えております。

また、地元の観光事業者、宿泊事業者の方々も、一方で宿泊税に期待しているところはありますので、皆様の意見を丁寧にお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、基金について何点か伺います。

最初に減債基金です。市長の御答弁でありましたけれども、少し分かりづらかったので、もう少し分かりやすく説明していただきたいと思うのですが、国で臨時財政対策債償還基金費をつくったということで、制度が変わったようですが、もう一度この辺の説明をお願いします。

○（財政）財政課長

今回、減債基金積立金ということで、補正で対応させていただいた部分なのですが、本件につきましては、昨年11月26日に、総務省の自治財政局財政課通知の中で、令和3年度に限り、基準財政需要額の費目に臨時財政対策債償還基金費を創設し、その算定額については、後年度、令和3年度の臨時財政対策債に係る臨時財政対策債

還費には算入されないこととなるため、各地方公共団体においては、この措置に対応し令和3年度内に減債のための基金に積立てを行うなど将来の公債費負担に備えられたいと示されましたので、この通知によりまして、本市といたしましても、減債基金に積立てを行うものでございます。

○高橋（克幸）委員

説明を聞いてもなかなかびんとこないのですが、要するに、地方交付税の臨時財政対策債の先渡しという考えでいいのでしょうか。

○（財政）財政課長

算定方法がございまして、令和3年度の臨時財政対策債の発効可能額の一定額を委員のおっしゃるとおり先渡しするという形になっております。

○財政部長

補足させていただきますと、まず今年度、臨時財政対策債の発行額、要は、本来は国が全額交付税で交付していただければいいのですけれども、国はその分の交付税が交付できない分、各自自治体で臨時財政対策債という起債を発行してくださいと。その分の後年度の元利償還については、毎年交付税で見ますよという制度だったのですけれども、要は、先に国で臨時財政対策債発行の一部を交付税の部分として用意ができたので、今回追加で交付しますと。その分、交付するので、当初予定だった臨時財政対策債の分はもう見ませんよという部分が、今回の再算定の中身になっているところでございます。

ただ、本市としては、先に交付税としていただいたのですけれども、後年度の部分は毎年交付税で見ないので、今回交付された部分を減債基金に積んで、それを今後の借金の元利償還金に充ててくださいという部分で、交付された部分を減債基金に積んだというのが、今回の流れになっているところでございます。

○高橋（克幸）委員

算定方法も伺いましたけれども、令和3年度の臨時財政対策債発行可能額の27.4%という非常に細かい数字、20%とか、30%とかというのであれば、なるほどなと思うのですが、27.4%というのは、何か意味があるのでしょうか。

○（財政）財政課長

本件につきましては、12月24日の再算定のときに資料が配付されているのですけれども、27.4%の内訳については特に説明もなく、その率はどういう計算でこういう形になっているのかというのは、こちらでも把握していないところでございます。

○高橋（克幸）委員

国が一方的に決めて、これでやってくださいということですね、分かりました。

次に、公債費比率について質問をいたしました。

質問の趣旨は、今後、公共施設長寿命化計画等の建設事業費がどんどん増えていくので、公債費比率が増加するのではないかとということで、非常に懸念していますという前提でお聞きをしました。

まず、確認したいのが、令和3年9月発行分の財政の概況ですけれども、ここの14ページに、普通建設事業費がグラフで出ております。非常に分かりやすいと私は思っているのですけれども、一般会計の分野で、直近10年間の普通建設事業費の平均値をお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

直近10年間における一般会計の普通建設事業費の平均値につきましては、約30億円となっております。

○高橋（克幸）委員

平均値の30億円というのは、今後も予定されるであろう普通建設事業費のベースになるであろう金額という捉え方でよろしいでしょうか。

○（財政）尾作主幹

今後の普通建設事業費の見込みになりますけれども、今、委員御指摘のとおり、これまでの過去10年間の決算ベースの事業費30億円というのが、まずはベースになります。

ただし、年によりましては事業の規模ですとかが異なりますので、増減はあるものと考えております。

○高橋（克幸）委員

決算ベースですので、これは令和2年度以前の10年間について表したグラフなわけです。私がいろいろお話を聞きたい、議論したいのは、ここから先の10年なのです。要は、これからの10年をどう試算していくのか、どう見込んでいくのかという議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今、お話にあった一般会計ベースの30億円がずっとベースであるわけですね。その上に、昨年度決定しました、また、今回決定される公共施設の長寿命化計画のそれぞれの計画が、年度ごとによってずっと積み上がっていくというイメージかと思っております。プラス、個別計画、住宅、学校、河川、道路、そういうものも積み上がっていくということになります。

お聞きしたいのは、これから先、10年後のシミュレーション。長寿命化計画は全てできていませんから、まだ試算できていないかもしれませんが、どういうふうに建設事業費が、それぞれのいろいろな項目で積み上がっていくかという試算は出されているのでしょうか。

○（財政）尾作主幹

今後の建設事業費の見込みの積み上げができていくかという御質問なのですが、まず、収支改善プランが令和7年度まで、収支見通しを作成しております、毎年度11月頃に時点修正を行っております。その中では、建設事業費の見込みを改めて各部に照会しまして、事業費の見込みの分かるものにつきましては、積み上げを行っているところであります。

ただし、事業の見込みはあるのですけれども、事業費がまだ積み上がっていないものについては、その数値には反映されておきませんので、必ずしもそのときの将来の見込みが、全て反映されているわけにはなっておりません。昨年11月に御報告しました収支見通しでございますと、普通建設事業費は少し増減はあるのですけれども、やはり30億円前後で推移するものと、令和7年度までは見込んでいくところであります。

ただ、それ以降の見込みにつきましては、まだ定かではないものがありまして、集計もしていない状況になっております。

○高橋（克幸）委員

令和7年度がですね、本来はそこからずっと積み上がっていくのです。今の段階であれば、そんなに増減はないと思っております。

それで、確認したい、問題にしたいのは、それ以降の、例えば新幹線の駅舎だとか、それから、今回二つ決まるであろう長寿命化計画が決定する体育館も乗っかってきます。

先ほども言いましたけれども、普通建設事業費の主な項目は、非常に分かりやすいです。一般会計がほぼ乗っかって、特別会計と最後は企業会計も乗っかっている。詳細は細かく出して、積み上がっているのしょうから。単純に見て、この続きを分かりやすく、先ほど言ったように、計画どおりに積み上げていくと、ある程度見えてくるわけです。私の調べたところによると、住宅については具体的な数字はなかったように思いますが、学校も出ていますし、河川等もたしかあったような記憶がありますので、そうすると、一定程度の各年度のものが、令和3年度から10年後までのこのスパンのおおよその事業費が出てくるのではないかと考えているわけです。

すぐというのはなかなか難しいようですので、できれば今回決まる長寿命化計画が策定され、計画ができて、半年後とか1年後に、財政部として、ざくっと1回やられたらどうかと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○（財政）尾作主幹

収支見通しの計画期間、令和7年度以降の建設事業費につきましても、見込みを立てて、シミュレーションしてみてはどうかという御質問だと思うのですが、収支改善プランにつきましても、今計画期間の中間の年を迎える形になりますので、収支見通しについては、少し先を見通せるような見込みを改めて立てていきたいというふうに考えておりますので、その中には、当然、建設事業も入ってまいりますので、その部分の積上げはしていきたいと考えております。

ただ、どこの年度まで積み上げることができるのかというのは、やはり年度が遠くなりますと、その分だけ事業費がまだ見込めないものもございますので、それがどこまで積み上がっていくのかは今後考えながら、収支見通しを改めてつくっていききたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

また議論させていただきますけれども、単純に言うと、事業費は年々上がっていく、歳入である収入は地方交付税も下がっていきまじ、年々下がっていくわけです。先ほど議論した財源対策で何とか頑張っていかなければいけないというのはそこなのです。要するに、だんだん突き詰めていくと、逆転現象がいつか起きるかもしれないという懸念なのです。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎令和4年度予算編成方針について

代表質問で、令和4年度の予算編成方針について伺った質問の中で、来年度以降の予算編成方針について、これらの指摘を受けて、改善への考えを示してほしいと質問したところ、答弁では、令和5年度当初、予算編成までには改善に向けて検討してまいりたいと考えておりますと御答弁をいただきました。

この質問の前段で、予算編成方針について何点か改善点を上げていろいろと質問していたのですが、一つずつの質問ではそれらを受けて改善していくというような答弁はいただいていたように感じているのですが、それでも令和5年度は改善に向けて検討していただけるという御答弁をいただいております。ということなので、どのようなことを改善に向けて検討されるのかという点についてだけお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○（財政）財政課長

現在の予算編成方針につきましては、現状は国の動向、そして本市の財政状況、今後進めていく施策の方向性の部分について、記載をさせていただいております。

私たち財政部といたしましても、現在の内容がそのままいいというふうには当然考えておりませんので、今後とも、委員のおっしゃるとおり、具体的に伝わるように工夫していく観点は当然必要というふうに考えております。

ので、実際に具体的な検討というのはこれからの作業になってきますが、本市の現状をより具体的に職員一人一人に伝えていけるような内容の変更の部分につきまして、検討をこれから進めていきたいというふうに考えております。

◎DX推進体制について

○高橋（龍）委員

まず、1項目め、DX推進体制についてお聞きをいたします。

今定例会も、この間の質疑において、新年度から外部人材を行政情報アドバイザーとして迎えることが示されました。

そして、我が会派、佐々木議員の代表質問に対しては、行政情報アドバイザーはCIOである副市長をサポートするという、そして、権限は有しないとの御答弁がありました。

専門的な知見を取り入れることに対しては喜ばしく思いますけれども、その手法が業務委託になるということで、ある意味、お客様の扱いになってしまわないかと懸念されることから、幾つかお聞きしていきたいと思います。

1点目、まず当該アドバイザーを迎えるに当たっての契約内容について、御説明をお願いいたします。

○（総務）木島主幹

当該アドバイザーの業務ですけれども、これまでもITアーキテクトということで、業務委託を行っている方でございます。今行っている業務内容としましては、調達したシステムのスケジュール管理ですとか、各種レビュー等のプロジェクトの管理、それと、情報システムの新規開発ですとか、改修の条件について、目的ですとか、費用対効果、見積り妥当性の確認ですとか、最適化についての助言というのをまずいただいているところがございます。

これらの業務に加えまして、先ほど委員からもございました副市長の補佐をしていただくというところ、それと、本市のDX推進に向けた助言などを行っていただくということを想定しているところでございます。

○高橋（龍）委員

従前より、業務上つながりがあった方ということで、ある程度、庁内の方は御存じなのかというふうに少し安心はしたところであります。

次に伺いますが、そのアドバイザーの使用者は小樽市ではないということで理解してよろしいでしょうか。指示系統がどのようになるのかもお聞きしたいと思います。というのも、委託でありますから、偽装請負に当たらないように注意を払う必要があって、直接の指揮・命令を行うことができないということで理解してよろしいのかどうか、こちらに関して、お答えをお願いします。

○（総務）木島主幹

今回は委託ということでございますので、使用者は小樽市にはならないということになるのだろうと思っております。

それと、直接の指揮・命令ということも、そういうことに当たらないようなやり方は当然しなければなりませんというのは当たり前のことでございますので、その点はしっかり留意しながら、実際の業務は行っていければと考えております。

○高橋（龍）委員

ここで、そもそも自治体DXを推進していく意義に改めて立ち返りたいと思います。総務省の自治体DX推進計画には、次のように書かれています。「デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。」この制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくという部分ですけれども、単なる職員個々人の労務負担を減らすということではなくて、本質としては、これまで

の組織の常識を覆すことにあるのだと理解をしております。そこに、庁内で改革を行っていくということですから、ハレーションが生じてしまうこともある意味当然かとも思います。そして、それを乗り越えた末に、住民サービスの向上と業務の効率化、さらには、財政のスリム化が図れるのではないかと私は考えております。

ここで聞きをいたしますが、自治体DXを行う意義、そして目的として、本市の考えは今申し上げたことと相違はありますでしょうか。

○（総務）木島主幹

最終目標といたしましては、今委員から御指摘いただいたとおりであるとは思っております。

ですが、すぐにDXのX、トランスフォーメーション、変革のほうを行うというのは、なかなか難しいところがあると理解しておりますので、その中でも、単純なデジタル化かもしれませんが、それを行うことで、住民サービスの向上ですとか、業務の効率化というところが図れることはできると思っておりますので、まずはここをやっ

ていきたいというところを思っております。それをやることによって、当然デジタル化の効果が現れると思いますので、その実績、効果を体感することによって、さらなるデジタル化のアイデアですとか、トランスフォーメーションに向かう取組というものにつなげられるように進めていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

おっしゃるように、まず庁内全体のデジタル化を図っていく、これがファーストステップであるとは思っております。

そして、ICT機器を導入していく中で、どうしても形を変えたほうが望ましいといいますが、そうしなければ、せっかくのICT機器の活用をし切れないというケースも出てくるかと思っておりますので、そこは代表質問の中で佐々木議員も言っていましたけれども、ある意味、大なたを振るような形で取り組んでいただきたいと思っております。

そして、国のDX推進計画ですけれども、整備体制の重要性、各人員の役割等についても記載があります。例えば、首長は仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革に強いコミットメントが求められる。そして、CIOは、言わば、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。そして、小樽市においても、CIOは副市長が務められるということを示していただいています。

次に、CIO補佐官等、「CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討する。」と書かれています。ここまでは二役、つまり市長、副市長とくだんのアドバイザーであると認識をしています。

さらに、そのほかの部門として情報政策担当部門は、行政の持つ情報資産や情報関係予算を一元的に把握し、重複投資の排除、そして、情報システムの全体最適化に役立てることとされています。

次に、行政改革・法令・人事・財政担当部門においては、自治体DXの必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、自らDXを推進していく役割を果たすこと。

次に、業務担当部門、特に窓口担当部門は、自治体のデジタル化は、業務改革の契機であることを踏まえ、今後5年間のDXの取組みを通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性を持ってDX推進に参画すること、こうした体制を構築するのが重要であると書かれています。

これらの役割を本市の組織に当てはめた場合、どのようになるのかということをお説明いただきたいと思っております。

○（総務）木島主幹

本市の組織に当てはめるということで、単純な当てはめになってしまうかもしれませんが、まず、情報政策担当部門ということで、国のデジタル庁のように、予算を一元的に管理するとか、施策をやるというところまでには至ってはいないのですが、今の本市の組織で考えるのであれば、情報システム部門がそこに該当するのである

うと思われます。

それと、行革ですとかそちらになりますと、財政部でも行財政改革担当というのがございますし、あと、法制ですと、総務部の法制担当ですとか総務課、あと、人事であれば職員課、財政であれば財政課というところが当たるのかと思われます。

最後になりますけれども、業務担当部門でありますと、そのほかの部署が当てはまるのかと思われます。

○高橋（龍）委員

今の庁内の組織に当てはめて役割分担を示していただきました。

先ほどのDX推進計画、国のものの中に書いてあったことですが、業務担当部門は、主体性を持ってDX推進に参画するというので、そのほかの部署がこの業務担当部門に当たりますと、情報システム課、財政部、総務部と御紹介いただいた以外の部分が当たりますということで、お答えをいただきましたが、やはり今、そういったところから広く意見、またアイデアを募っていかなくてはいけないと書かれているのだと思っています。そして、新年度からは、デジタル担当が室になるということも示されています。特殊な立ち位置ではあるものの、業務の範囲は、事務分掌等で決められるわけです。

そこで、最も懸念されることは、他部署に対して業務フロー等の職務内容を変更する必要がある場合でも、指揮・命令の権限がデジタル推進室にないということ。つまり首長とCIOに限定されてしまうのではないかとということなのです。あるいは、その縦割りを特認的にといいますか、乗り越えられるような権限をデジタル推進室を持たせない限りは、大きな変革はなかなか望めないのではないかと危惧しているところです。

こちらについては、改めて別のタイミングでお伺いしていこうと思いますので、そのときまでに、今の課題に対してのお答えを少し考えておいていただけたらと思います。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについてです。

ふれあいパスが新たな制度に改正されまして、1年がたとうとしていますけれども、私も厚生常任委員会の一員としても、議会での質疑はもちろん、幾度にも及ぶ勉強会でも積極的に原部、原課と話し合っていました。それは、高齢者の社会参加と生きがいづくりに資するとともに、財政状況の厳しい中でも、持続可能なふれあいパス制度にするということを見据えてきたからです。

ここで、2月28日及び3月1日の本会議において、ふれあいパスのナンバリングと分析について言及されていたので、以下、お聞きしていきたいと思います。

まず、一般案として、回数券にナンバリングをするのは、発券と販売の管理が主目的となることが多いと認識していますけれども、ふれあいパスのナンバリングの理由、本市においてどのような目的であるのかということをお答えいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今回ナンバリングの目的でございますが、委員御指摘のとおり、購入チケットの管理のほか、主な目的としては、使用された購入チケットの利用者を特定し、必要に応じ、個別に御連絡をするためです。

制度変更して1年が経過する中で、一部の利用者が制度理解を十分されていなくて、誤った使い方をしている事例、例えば、購入チケットを誤ってバスの料金ボックスに入れてしまうだとか、または1冊購入の際に添乗員が誤って購入チケットを2枚受け取ってしまったというような事例があると、バス事業者より報告を受けております。

今年度につきましては、それが誰かを特定することはできなくて、正しい使い方の御案内だとか、誤って回収したチケットの返却もできなかったものですが、ナンバリングをすることで、対象者を特定でき、個別に御連絡して、このような対応をすることが可能となる、そのためのものがございます。

○高橋（龍）委員

では、ナンバリングをするというふうにおっしゃっていただいたもの、ナンバリングされるものが何なのかを整理させていただきたいのですけれども、今の御答弁の中にもありましたが、購入券は12冊の上限を管理するためのものでも、購入券に対して番号が割り振られるのか、回数券、1冊につき一つの番号を割り当てるのか、あるいは、バス券1枚ずつにナンバーをつけるということなのか、この辺りをもう少し御説明いただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今回ナンバリングいたしますのは、バス回数券を購入するための購入チケットにナンバリングをいたします。1人当たり12枚つづりで、1冊交付しておりますが、1冊に対して一つの番号を付番しておりますので、12枚全てに同一の番号が印字されることになります。

○高橋（龍）委員

それでは、次に、分析のお話です。ナンバリングを用いた分析についてですけれども、番号が付されていることのできる分析というのが、どのようなことを指しているのか。

先ほど最初のお答えの中でも、少しありましたけれども、例えば番号が振ってあるチケットを使って、居住地別の利用実態を分析するであるとか、移動の状況を把握するということであるとか、そういったことが考えられるのかとは思いますが、こちらはいかがですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

どのような分析ができるかということですが、例えば、年齢別の購入状況や、地域別の購入状況が分析できるようになるかと思います。

前回、制度を検討した際には、対象年齢を引き上げるという案もございました。データを集計し、分析を行うことで、目標の事業費に抑えるためには、対象年齢を何歳にすれば目標の事業費に収まるかなどの検討も今後は可能になるということでございます。

○高橋（龍）委員

年齢別、居住地別ということでお答えをいただきました。

私もナンバリングによる分析と聞いたときに想像したのが、居住地のことでした。例えば、居住の地域によって、大卒の番号を振っておく、例を挙げると、花園は1番から始まります、稲穂は2番から始まりますみたいなことで、それをすることで、どの地域の方がどれぐらい購入しているということは見えると思うのです。

今、年齢の話もありました。少しナンバーの振り方も複雑になってくるのかということと、あとは集計の際に、若干労務負担といいますか、そこが煩雑になってしまうのかというふうには思います。

そして、正確な動態を例えば探ろうとしたときには、入り口から出口までの補足が必要になるということです。つまり、居住地が分かったとしても、ナンバリングで大体乗車の地域は見えてくるとは思いますけれども、どこで降りたかが分からない。だから、どのような使い方をしているのかは、なかなか把握できないのではないかというお話です。

もしそれをやるとすれば、中央バスが使っていたいただいたバス券をまた集めて、この路線でこの番号が使われていますという膨大な作業が生まれてくるということで、これから具体的に詰めていくのかとは思いますが、分析の仕方も少し考えていかなければいけないと思っています。

そして、その手法もさることながら、そもそも分析をする理由についても少し疑問がありまして、何を目的としてナンバリングによる分析を行うことをお考えなのでしょう。

○（福祉保険）福祉総合相談室長

委員おっしゃるとおり、確かに購入チケットへのナンバリングだけでは、利用の実態については把握できないも

のと考えております。

今回ナンバリングをした目的の一つとしまして、これまで購入の実績を押さえることすら、バス事業者に多くの負担をかけながら、市として把握してまいりましたけれども、今回ナンバリングをした販売後のチケットを事業者から回収することで、例えば皆さんが購入した冊数がどのような分布になっているか。例えば、何冊買った方がどれだけ多いとか、少ないとかというような分析も可能になってくるのかという考えの下で、今後はナンバリングによって、市として購入実績をまず把握しておくということで、その後、いろいろな視点からの検証、分析が可能になるのではないかという考えから、今回ナンバリングを導入したところであります。

○高橋（龍）委員

ぜひ分析を行うということですから、せっかくやるので、事前にこういう方法で分析ができるということから逆算して、ナンバーの振り方を考えていただきたいと思います。

そして、制度改正の前から積み上げてきた議論の中で重要であったのは、この制度の趣旨である高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりでありまして、通院の交通費負担を軽減してあげるなどということではないのかと思っています。そして、ヘビーユーザーの方とそうではない方との間に生まれている受益の不均衡をできるだけ平らかにするということがあったと認識しています。

つまり、分析をしても、居住地によって使い方に差があると仮に分かったとして、特定の地区の上限を引き上げるといふことにはなってはいけないわけです。なぜなら、どこかの地域を優遇した場合に、今度は別の不平等が起きるからです。中心部に近いところに住んでいる方がふれあいパスを使って市内西部、あるいは東部に習い事に行っています。そこへ行くまでに2路線を乗り継いでいますというケースがあれば、その方は相対的に見て損をするということになってしまいます。ふれあいパスを使つての移動は、ここが目的地ですということが決まっているわけではありませんから、一度の外出で何路線使うかということと、居住地を結びつけてはならないと考えています。

今申し上げたような居住地、そして行き先、平等な行政サービスということに関して、市の認識を改めて御説明ください。

○福祉保険部長

平等な行政サービスについてということをございますけれども、確かに、委員が今おっしゃられたとおり、2路線となるかどうか、どの地域の方が、どこを目指して、どこを目的とするかということによって決まるため、一概に居住地のみで決めることはできないというふうに考えております。

また、この制度の変更に当たりまして、全ての利用者に対して一律の上限を設けて助成を行うということとしておりますので、何らかの条件によってこの一律を崩すということは本制度の基本的な考えを崩してしまうということになってしまいます。

この事業は、高齢者が積極的に社会に参加し、触れあい、もつて心身の健康の保持と生きがいの創出に資することを目的とするというものではございますが、全ての外出を支援するものではありませんし、居住地ですとか、使い方によって支援の内容を変えるというものでもございません。

これまでの議会の皆様との議論を重ねて現在の制度としたものでございますので、直ちにこの制度を見直すということは考えておりませんが、今後はこの事業の検証もしながら、利用者にとって平等な行政サービスとなりますよう、しっかりと事業を行ってまいりたく考えております。

○高橋（龍）委員

ナンバリングと分析に関して、私も少しアイデアを持ち得ておりますので、改めて御提案等させていただきたいと思つています。よろしくお願ひいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎忍路中学校の避難所の除雪について

まず、忍路中学校の避難所の関係で、代表質問で行っているわけですが、それに引き続いて確認と併せて質問させていただきます。

忍路中学校の耐震工事は、令和4年7月から5年3月を予定していると示されました。

耐震工事中及び工事後における、現在の忍路中学校の屋内運動場の管理は、教育部教育総務課と答弁されているのですけれども、この工事後とは4月以降のいつまでを想定しているのかお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

忍路中央小学校の耐震工事中及び工事後における、現忍路中学校の屋内運動場を管理するのは、教育部の教育総務課ということで答弁させていただきました。

いつからいつまでかということですが、工事中といたしましては、令和5年3月までを想定してございますし、工事終了後といたしましては、正直、正確な年月日はお答えできませんが、令和5年4月から忍路中学校の跡利用を市として検討している期間ということでございます。

○川畑委員

ということは、4月以降の建物の管理は、教育部の教育総務課が担当部署になるという解釈でよろしいですね。

○(教育)施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、教育部の教育総務課が管理する形になります。

○川畑委員

現在、忍路中央小学校と忍路中学校が避難所となっています。ですけれども、耐震工事中も中学校は避難所となっていくことになるのか、その辺を確認させていただきたいです。

○(総務)災害対策室瀬川主幹

忍路中央小学校の工事期間中、忍路中学校の体育館等が指定避難所になるかという御質問なのですけれども、現在のところ指定避難所としての指定を継続していく予定でございます。

○川畑委員

現在、それは避難所として継続されるという解釈ですね。

耐震工事が令和5年3月まで予定しているということであれば、次の冬期間、避難所ともなり得ると思うのです。来年のことですから。

それで、中学校の道路としての除雪をお願いする場合は教育部でよろしいですか。

○(教育)施設管理課長

現在、中学校の通学としては正門から玄関までの除雪をさせていただいてございます。それが、新年度になりますと、教育総務課が管理する形にはなりますが、同様に通路の除雪は教育委員会で行う形になります。

○川畑委員

これがもし避難所の除雪となれば、災害対策室ということの解釈でよろしいですか。

○(総務)災害対策室瀬川主幹

避難所機能を維持するための除雪ということであれば、災害対策室が相談窓口となります。

○川畑委員

市民としては、建物が避難所であっても、除雪の相談は建物の管理先というのが一般的に考えると思うのです。こういう考え方は間違いなのでしょうか。その判断をお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

まず、指定避難所の除雪に関する要望がある場合は、先ほども申し上げましたとおり、災害対策室という形になります。

現在、避難所に指定している施設につきましては、平時は除雪も含めまして、それぞれの施設管理者が管理しており、災害発生時に限り必要に応じて避難所として開設することから、災害対策室の立場では除雪は実施していないような状況でございます。

○川畑委員

おっしゃっていることは、私も何度も聞いて理解はしているのですが、問題なのは、担当部署の答弁としては理解できるのだけれども、市民要望に対しては、やはりもっと分かりやすくしてほしいと思うのです。例えば、市の立場としては、部署ごとの縦割りで判断することになるのだろうと思うのですけれども、市民の立場でもって対応してほしいというのが私のお願いなのですが、そういう対応を検討してもらうことはできますか。

○副市長

個別の問題ですので、これは、それぞれに御相談いただければ一緒になって対応については協議するというところで、あまりそれほど問題があるとは思っていないのですけれども、今お話を聞いておりますので、それぞれがしっかりと対応するものと考えております。

○川畑委員

少し質問の仕方がまずかったので、大変失礼したと思うのですけれども、質問の趣旨を少し変えます。

1シーズン当たり30万円程度の負担という答弁いただいているのですが、結構高額なのだと思います。その根拠の説明を受けたわけですが、学校の通路の一環として除雪することになれば、30万円という価格ではなくて、もっと安くなるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

このたびの除雪費の概算につきましては、新たに100メートルの通路を除雪するというところで概算を試算させていただいたような状況です。

忍路中学校の蘭島側の通路が木々の間の狭い通路でして、その約100メートルを主力機械のタイヤドーザで1シーズン、約17回程度の除雪をするものと想定して、さらに厳冬期、道が狭くなったときに補助機械のロータリーを使用して通路を広げる作業を想定した中で、おおむね30万円ということで試算させていただいたような状況でございます。

委員がおっしゃったように、現在行っている通路の延長線上でということになりますと、またこの概算試算も変わってくるのではないかというふうに考えております。

○川畑委員

今年度中は、幾ら質問しても対応するのは難しいと思うのですけれども、来年度に向けて、避難通路の除雪についても検討してもらいたいと思うのですが、その辺の意見を聞かせてもらって、この項目を終わります。

○（総務）災害対策室長

今、御質問がありました、避難通路という部分では、まず一通路確保されているというところでございます。ただ、蘭島地区の住民にとっては、より近いところが開いているというのが望ましいかとは思っておりますので、今後とも避難機能は維持されるという前提であればその辺の検討、それから地域の声もしっかりと聞いた上でどういう対応の仕方がいいのかというのは少し検討していきたいと思っております。

○川畑委員

ぜひ前向きに、住民の声も聞きながら対処していただきたいと思います。

それでは、最後に一つ、私は、市長にお願いしたいと思うのですが、私の代表質問の中で、JR函館本線並行在来線の点で、市長から御答弁いただきました。

その趣旨は、鉄道の自治体負担は筋違いという意見については、鉄道の費用負担の在り方についての様々な意見を否定するものではないけれども、経営分離後の並行在来線は地域の力で維持するという枠組みで判断せざるを得ないと。それから、もう一つは、国からは鉄道の運行経費への支援制度はないことが示されたことから、沿線自治体でもって負担せざるを得ないと考えているという趣旨の答弁があったと思います。

これまで市民の説明会を重ねてきているわけですが、その市民の意見を聞いた上で、また今回の議会の質疑を経た上で判断したいということが市長の趣旨だろうと思うのです。

ただ、私とその答弁を受けて、市長の判断はバス転換するという対策でいいのかどうか、その辺の市長の見解を聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。

○市長

現時点で、バス転換を決めたということでは決してありません。様々な国からの支援が見込めないだとか、あるいは、貨物調整金が見込めないといった中で沿線自治体の負担が大きくなるということですか、あるいは、鉄道施設としてのインフラを保有するということの負担増が懸念される中で、現時点ではバス転換に有意性があるということで、昨日の高木議員の一般質問でしたけれども、お答えをさせていただいたわけでありまして。

今後につきましては、今定例会の建設常任委員会でも報告させていただくことになっているはずですが、今定例会での御意見を伺って、北海道、余市町との3者協議も開催されておりますので、そこでの協議といいますか議論を踏まえた上で決定することになっていくのだろうなというふうに考えているところでございます。

ですから、三者での協議が調わないうちは市としての方針をお示しすることはできないというふうには考えております。

○丸山委員

◎保育士の処遇改善について

まず、保育士の処遇改善についてお聞きします。

2022年2月から保育士等の処遇改善、3%程度、月額9,000円というふうにも報道されておりますけれども、2月から9月までについては、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業で国負担10割で行われるとお知らせが出ていますが、私たちは、配置基準上の保育士の人数でこのお金が計算されるのではないかと、この辺りを心配しております。

実際に、この補助額についてはどのような計算がされるのかお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

この月額3%、9,000円ですけれども、これだけ聞きますと、給料に対して3%、9,000円程度の賃上げとなるような印象を受けますと思いますが、実際には、この補助は職員数だけではなくて利用児童数に応じて計算されるものになっております。国が定めました施設の定員や年齢ごとに定めた単価に年間の平均利用児童数を乗じまして、それに事業実施月数を乗じた額が施設に支払われる、補助される額となります。

例えば、この補助額が50万円だとしますと、その50万円を施設で職員の賃金改善に充てる形になりますけれども、対象ですとか職員ごとの賃金改善額につきましては、事業者、施設が判断する形になっております。

○丸山委員

それで、保育所で働いている方は保育士ばかりではないと思うのです。栄養士だとか調理員、事務の方もいらっ

しゃいます。そうした職員の処遇改善も期待していいものかどうかお答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

この事業は、役員を兼務する施設長などを除きまして、基本的には保育所等に勤める職員全員が対象となっておりますので、調理員や事務の方も含まれております。

○丸山委員

そうすると、市内の民間保育所の保育士の賃上げは、これまでと比べて3%、月額で9,000円と言われてはいますが、こうしたレベルで引き上げられると考えていいのかどうか。あわせて、短時間勤務のパートの方もいらっしやると思います。時間に応じてということになるかもしれませんが、こうしたパートの保育士、職員の方も引上げになると考えてよろしいでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

これまでと比べて9,000円引き上げられるのかということについてですけれども、先ほど御説明したとおり、対象ですとか個々の職員の賃上げ額は、まずは施設で判断されることとなります。ですので、実際の職員の配置状況ですとか、個々の経験年数などに応じて配分されることになるとと思いますので、実際には9,000円を上回る方もいれば、場合によっては下回る場合もあるでしょうし、賃上げ額はそういった状況によって変わってきます。

これにつきましては、保育所等に勤務する職員全員が対象となっておりますので、先ほどのパート職員の方についても同様となっております。

○丸山委員

月額9,000円というのは具体的なものを示すということで、少し先走っているのかという印象もあるのかとは思いますが、しかし、3%の引上げというふうになっておりますので、現場の方々は期待をしているだろうと思います。

10月以降なのですけれども、これについては、国や自治体の負担割合はどういうふうになるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

この事業は、9月分までは国で全額補助ということで措置していただきますけれども、10月以降につきましては、国が2分の1、北海道が4分の1、市の負担が残りの4分の1となっております。

○丸山委員

国と地方自治体での負担になるのですけれども、10月以降も同レベルでの賃上げが引き続き行われると考えてよろしいですか。

○（こども未来）子育て支援課長

この事業の補助要件が、令和4年10月以降においても賃金改善の水準を維持することというふうになっておりますので、基本的には、10月以降も水準が変わることはありません。

○丸山委員

ということで、今回賃上げになるのですけれども、そうであっても全産業平均には到底届かないと。

市独自の処遇改善策として、日本共産党は、現在、市内民間保育所、認定こども園に勤務する保育士が、例えば、勤続3年、6年、9年となったときに給付金を出してはどうかと提案をさせていただいています。

現在、市内で対象となる保育士は何人で、給付金を1人10万円とすると、来年度事業を実施すると仮定して必要な金額が幾らになるのかお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

職員の勤続年数の人数なのですけれども、それに関しましては、施設から提出されております直近の資料が令和元年度のものとなりますが、それを基に、その職員が令和4年4月1日現在で在職するというで推計した数で申し上げますと、勤続3年が23人、6年が14人、9年が12人、合計49人となりまして、事業費としましてはこの49人に10万円を乗じた490万円となります。

○丸山委員

これについては、本会議でも質問させていただいて答弁ありましたけれども、この約500万円を今回は見送られたということです。ただ、待機児童もいるわけで、その原因については、保育士の不足と聞いております。保育士の不足を解消するための何らかの手だては必要だという認識は、皆さんと一緒に考えております。

今後も、この保育士の処遇改善について引き続き検討していただけると、ここだけ確認をさせていただきます。

○こども未来部長

本市の子育て支援につきましては、財政的とか優先度などを考慮しながら総合的に判断しているところでございます。

今、委員から御質問ありましたけれども、その中で保育士確保も重要な問題であるというふうに認識しておりますので、引き続き有効な施策について検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

◎ふれあいパスについて

それでは、質問を移します。

ふれあいパスについてお聞きをいたします。

ふれあいパス制度、今年度から1人年間12冊の利用制限が導入されました。

新年度の予算でふれあいパス事業費は、今年度と比べてどうなっているのかお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

令和4年度の予算ですが、債務負担額を合わせて1億7,220万3,000円となりまして、今年度と比べて571万6,000円増額となっております。

○丸山委員

新年度の予算を増やしていただいているということでした。

今年度から制度が変わって、利用制限が導入されまして、回数券が全然足りないと、対キロ区間の負担も大きい、長距離を移動する方です。私たちは、こういった御意見をたくさんいただいております。

市にも、市民から御意見、御要望が出ていると、届いているということです。内容と件数を確認させていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

市に寄せられました市民の声の件数と主な内容につきましては、具体的な件数は把握しておりませんが、たくさんの御意見をいただいております。

その中でも、特に多いものが、通院等による利用や、目的地まで2路線使うことを理由に回数券が足りないという御意見でございます。

○丸山委員

2路線使う方にとっては本当に足りないのですけれども、ふれあいパス制度は高齢者の社会参加と、生きがいに寄与するための制度です。多くの市民が、とても助かると評価していた制度なのです。導入のときは無料だった、自己負担がなかったけれども、だんだん自己負担は増えてきていましたが、それでも助かると、とても評価されている制度なのです。

制度が変わって、多くの皆さんから足りないという声が出ているわけですから、冊数制限撤回等を行うことで、高齢者の社会参加と生きがいに、より役立つというふうにはお考えにはならないでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

冊数制限や対キロ負担のない以前までの制度のほうが利用者にとって有益であることはもちろん認識してございます。ただし、財政面から旧制度のままでは制度自体の継続も困難であると判断し、今回持続可能な形で制度改正

を行ったものですので御理解願いたいと思います。

○丸山委員

財政負担の問題だと今お答えいただきました。

来年度の申請についてですが、対象者に御案内が行っています。市民の方から御案内の文書を情報提供していただいたのですけれども、案内を送付した対象はどういった方でしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

令和3年度にふれあいパスを交付した全ての交付者のうち、死亡者または転出者を除いた方、全員に郵送してございます。

○丸山委員

このふれあいパス制度ですけれども、年間1人12冊の利用制限を設けたために、家族も含め他者への譲渡はできない。案内文書の中に、ふれあいパスによる割引額は全て市が負担していますとあるのですけれども、この一文を入れた意図を説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

昨年度の制度改正時におけるいろいろなお問合せの中で、ふれあいパスを使うと安く乗れるという事実は利用者の皆様御存じであると思いますが、その割引額は市が負担しているという事実を御存じない方が多くいらっしゃるということを、我々のほうで把握いたしました。

譲渡する方の多くは、自分が余らせるともったいないから、たくさん使う人にあげたらというような意見も耳にしております。しかし、ふれあいパスの制度趣旨を御理解いただき、その上で全員一律の上限で市が運賃を負担しているということを御理解いただきたいという思いで今回記載したものでございます。

○丸山委員

ただ、この表現は少し私は納得いかないのです。実際には、過疎対策事業債が利用されております。これを利用すると2022年度の実際の市の負担はどのくらいの程度になるのかお答えください。

○（財政）財政課長

令和4年度のふれあいパス事業のほぼ全額に過疎債のソフト分を使っております。そのうちの7割、約1億2,000万円は普通交付税の基準財政需要額として算入される形となっております。

○丸山委員

そうすると、実際の市の負担はどのくらいになりますか。

○（財政）財政課長

市の負担といたしましては、1億7,220万3,000円が変わらないです。あくまでも、過疎債ソフト分としての、基準財政需要額上で算入されている金額が約1億2,000万円という形になりますので、市の実際の負担としては、事業費の1億7,220万3,000円という形になります。

○丸山委員

1億7,220万3,000円を過疎債ソフト分で充当しているが、実際の市の負担はその金額だということなのですね。だけれども、7割は、その後に交付税措置されるということであれば、市の実負担は約5,200万円とか、そういうふうに考えてはいけないものなのですか。

○（財政）財政課長

過疎債ソフト部分につきましては、あくまでも過疎地域のいろいろな事業に活用されるためのソフト分という形にされておりますので、必ずしもふれあいパス事業に充当しなければいけないという形にはなっておりません。

今回ふれあいパスの関係につきましては、全額過疎債のソフト分を充当させていただいておりますが、それは交付税の計算上7割、後日戻ってくるという形になりますけれども、実際に、このふれあいパス事業に使わなければ、

別のソフト事業に充当していくという考え方になりますので、あくまでもふれあいパス事業を本市が運営していく、進めていく際に、実際にかかっている金額ということでお話ししますと、それは、やはり事業費にございます1億7,220万3,000円という形になります。

○丸山委員

ただ、全額ではない年もあると聞いていますけれども、今までもふれあいパス制度の事業費にこの過疎債のソフト分を入れているのです。その7割は交付税措置されているということなのです。確かに、ふれあいパスによる割引額は全て市が負担していると、2億円もかかるのだと、これは、うそではないですけれども、国から交付税措置されるその過疎債も活用してきているのだと、これを市民の皆さんに理解していただくのは難しいかもしれませんが、このふれあいパスによる割引額を全て市が負担していると書くのでしたら、過疎債を利用してきますと、7割は国の税金から交付税措置されますとそこまで書かなければ正確ではないということを私は言っておきたいと思えます。

それで、購入チケットの番号の記載です。番号管理すると。譲渡や転売等の不正利用の発覚の折には、次回以降のパスの交付は行わないと御案内の文書には書いてあります。不正利用の発覚や譲渡、転売をどのように確認できるのか、番号管理によってどのように管理できるのかというのは大きな疑問を感じます。

以前は、バス乗車証の提示をしておりましたけれども、制度が変わりまして、この乗車証の提示がなくなりました。購入チケットと交換で回数券を購入いたします。そのときに、今、乗車証はなくなりましたから、正当な利用者かどうかということをバス会社、あるいはバス運転手は判断可能ですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

バス会社やバス運転手にはそういった判断はできませんし、それをバス事業者に求めることも考えてございません。

○丸山委員

それから、バス降車時に回数券のみ運賃箱に入れます。乗車証の提示はありませんから、バス運転手は利用者が正当な制度利用者かどうかというのは確認することはできるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

先ほどと同様の答弁になりますが、バス会社、バス運転手に判断はできませんし、それをバス事業者に求める考えもございません。

○丸山委員

では、確認できないということを確認したところで終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。